

宇佐放生会の傀儡子

宇佐小山田文書に、

宇佐宮放生会出仕傀儡子禰宜人數注文

就二宇佐御放生会、上毛郡古俵大明神御出仕并傀儡子禰宜人數之事

一 御 取 沙汰

一 御 币

一 笛 役

一 太 鼓

一 佛 舞

一 佛 舞

一 佛 舞

一 佛 舞

一 佛 舞

一 佛 舞

一 佛 舞

一 佛 舞

一 佛 舞

一 佛 舞

一 佛 舞

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
式 善 宮 宮 勅 市 八 孫 次 兵 兵
部 内 内 内 郎 郎 郎 郎 郎 郎
正 重 荒 卷 懃 三 吉 兵 衛 藏 郎
正 重 荒 卷 懃 三 吉 兵 衛 藏 郎
宮 大 夫 森 松 源 兵 衛 藏 郎
長 三 郎 森 松 源 兵 衛 藏 郎
民 部 森 松 源 兵 衛 藏 郎 部
部 部 森 松 源 兵 衛 藏 郎 部

一 御 供 所
一 か よ ふ て う

同 左
、 弥 三 右 衛 門
四 人 人

拾 武 人 人

中 津 川 宮 大 夫 民 部 (花押)

元 和 三 年 四 月 吉 日

註1

という文書がある。これによると、宇佐八幡宮の放生会の際には、元和三年当時、豊前国上毛郡の古俵大明神所属の傀儡子が、同社の神輿や禰宜・調拍子等と共に、船で宇佐に参向出仕することになつていて。古俵大明神（古俵八幡社）は福岡県築上郡小犬丸に鎮座し、太宰管内志に引く「社記略」によると、祭神は息長足姫尊で、上毛郡小祝村（中津市小祝）と小犬丸村との産土神であつた。社記略にはさらに、「御神体ハ木像而古物也、又称ニ眷属ノ神ニ者有ニ四十神、是亦古物也」とも記されているが、この「眷属ノ神」四十体が、同社所属の傀儡子の操る神偶であつて、「古物也」とあるところからみると、同社の神偶はかなり昔から存在し、したがつて傀儡子もまた古くから所属していたものと考えられる。そして、宇佐放生会は元和初年に細川忠興によつて再興されたのであるから、古俵宮所属の傀儡子は古来宇佐放生会へ出仕することになつてゐたわけである。右の文書の「从舞」担当者（傀儡子）の一人重松吉藏なるものが何村の者であるのか、いまだ明らかにし得ないけれども、他の一人の傀儡子兵部をはじめとして、「御はこ」（恐らく神偶を納める箱であろう）を持持する者や、はやしかたとも云うべき「調拍子」等合計九名の傀儡子関係者は、「たかせ」すなわち中津市鶴居区の高瀬部落から奉仕していたのである。この部落はその後幕末まで賤民の村として遇せられていたのであるが、江戸時代初期までは、村民は永い間傀儡子を業としてきたわけである。

ところで「宇佐放生会記」に註3

十五日、次オ

(前略)

一 龍頭鶴首船二艘を浮殿の南の脇より漕ぎ出さしむる時、樂人の奏樂再三にして船を浮殿北の脇に寄す。この間に潮ち満
えれば、陣道は沖の傀儡子の船を招く。

一 傀儡子の船二艘 一艘は上毛郡小今井の役 之に応じて浮殿の御前に漕ぎ参りて舞樂を奏する也。

という記録があるよう、八月十五日宇佐放生会の執行せられる宇佐郡和間浜の浮殿へは、傀儡子を乗せた二艘の船が参会することになつてゐたのであつて、一艘は上毛郡小今井の役、他の一艘は下毛郡今津の役であつた。下毛郡今津とは今の中津市今津町であり、上毛郡小今井とは恐らく上毛郡小祝村（中津市小祝）であつて、前に述べたように同村の漁民は古儀宮の氏子であつた関係上、その所役として産土神所属の傀儡子等を船で宇佐放生会の祭場へ送つたのであろう。前記「宇佐宮放生会出仕傀儡子禰宜人數注文」によると、元和三年当時その船頭は二人、船子は十二人であつたことがわかる。一方、下毛郡今津から発船して祭場へ向つた傀儡子は、中津市三保区伊藤田の古要宮に所属する傀儡子であつたと私は考える。次にその理由を述べてみよう。

古要宮（鳥居にはそう書かれているが、村人はコヒヨウさまと称している）の主神は、上毛郡古儀宮と同じく神功皇后である。同宮では今日でも毎年の十月十二日夜、体長二十釐乃至四十釐の極めて素朴な数十体の木偶を操る神事が行われてゐるが、^{註4} その神偶を納めてある唐櫃のふたの内側に、

御放生会御神事之儀数十年延滞仕候処

細川越中守源朝臣忠興公被成御再興候ニ付、古要大明神御神牘悉被成御造立之候也

元和三年八月一日

宇佐放生会の傀儡子

御造営奉行 菅村和泉守久次

という墨書銘のあることに注目したい。右の「御神躰」が神偶を指すことは云うまでもないが、この銘文によつて同宮の神偶が元和三年以前から存したことを先ず知り得る。神偶は今では村の若者の手によつて操られているけれども、元和三年と云えば上毛郡古儀宮にまだ所属の傀儡子がいた年であるから、古要宮の神偶もその頃は傀儡子によつて操られていたと考へてもらさしつかえないであろう。さらに右の銘文は、神偶を操る古要神事が放生会の神事として八月十五日に行われていたことをも示している。（同神事が放生会神事であつたことは、その神事内容からも証し得るが、ここでは省略する）。古要宮の氏子の古老は、同宮の神輿はむかしは今津から乗船して宇佐放生会へ向つたものだと語つているが、かつて宇佐放生会の華やかであつた頃には、同宮所属の傀儡子が、社名や祭神の酷似する姉妹社古儀宮の傀儡子と共に、宇佐放生会の祭場和間浜へ船で出仕したのであるまいか。

それでは古要宮所属の傀儡子は何村から出たのであらうか。それは同宮の所在地伊藤田の隣村北原であつたのではないかと私は考える。明治壬申戸籍によれば、明治五年当時北原村民の八五・七%が「雜業歌舞伎稼稼」であつて、江戸時代にはいわゆる北原芝居——侏人形芝居と歌舞伎とを演じて九州各地を巡業していたのであるが、同地の長岡真寿彦氏方に伝わる元禄十年の「北原村並御前座由緒書」によつて、同村民がかつて木偶を操る傀儡子であつたことが推察できるからである。同由緒書に——豊前下毛郡筑地村北原算所と申候ハ、薦社陰陽師也、因之祭礼之吉日良辰、不淨の祓、心経会等の儀を主り、相勤来候、中古兵乱の時分より断絶して、其事名のみにて不行（下略）。

とあるが、北原が「算所」といわれたことに先ず注目したい。（郷土では豊後高田市内にも算所とよばれる部落がある。部落民は江戸時代には芝居の一座を組織し、領主島原藩侯の御前で御前芝居を演じたり、九州各地を巡業したりしていた）。このほか、サンショと云われる地名としては、揖津西宮の傀儡子の住んでいた産所村があり、その人形侏の流れを汲むという淡路人形を探つた傀儡子の居住した村もまた、三溪村（淡路三原郡）と云われた。これらのサンショは散所に通じるのであって、散所とは林屋辰三郎氏の「歌舞伎以前」によれば、「地子の徵收を予定しない場所を意味」し、古代末期において「賤民

五系譜をひく人々が、新しく莊園領主に隸属する基本的な形態は、（中略）、「散所」という形態をとるのがふつうであった。」といふ。同氏はさらに、「このような散所には、その存在形態からみてだいたい三つの類型が考えられる。」とし、「その一は、莊園領主の直下に寄生して、雜役を勤仕するものであつて、主に京都や奈良という都市周辺に存在する。その身分を神人、寄人、あるいは雜色と称して、公事諸役を負担しつゝ、しだいに商業的活動にむかつたものが多い。」と述べられ、京都北野社の西京散所や、東寺の東門前にあつた散所の聚落等の数例をあげられている。例えば京都北野社の西京散所は、同社清掃の雜役をつとめるとともに、經堂前に仮屋をうつてアヤツリなどの興業を行つたことがある、ということである。わが北原の由緒書によると同村民は近隣の薦社（中津市大貞八幡宮）の「陰陽師」として「祭礼之吉日良辰、不淨の祓、心経会等の儀」をつかさどつたといふが、このほか薦社の雜役を勤仕することも多かつたのであろう。そうすることによつて、彼等は薦社、もしくはその本社である宇佐八幡宮の散所として寄生し、宇佐放生会に際しては、宇佐宮の末社的存在であつたと思われる吉要宮の傀儡子として、放生会神事の一部を担当していたのではないか。ところで前記由緒書の巻尾に次のようない文書（写）が附せられているが、これによつて江戸時代初頭における北原村民の動静を知ることができる。

口 上

福島村之内躍村、諸役被成御免之旨、被仰出候条、可被得其意候、恐々謹言

加々山隼人正

慶長九年

十一月廿三日

福島内膳殿

同 五郎右衛門殿

其外諸給人中

宇佐放生会の傀儡子

下毛郡福島おどり子共、御領分在々望次才おどり可申旨被仰出候、似合可馳走者也

加々山隼人正

興吉判

沢

大吉判

吉榮判

九月一日

所々

庄屋中

このように北原は慶長九年当時「躍村」とよばれていたのであるが、この「躍」が歌舞伎躍であつたとは到底考えられない。かの出雲の阿国が京都でかぶき躍を演じたのは、わずかその一年前の慶長八年であつたし、また北原の元祿十年の由緒書にも、「只今の歌舞伎ハ、近キ頃出雲亟參候て躍を教、かりそめに習候より、家業の様に成来候」と記されているように、彼等の「歌舞伎」習得は、これより後のことであつたからである。（出雲亟とは恐らく竹田出雲掾のことで、元祿十年に近い頃習つたとすれば初代出雲の方であろう。）とすれば、「歌舞伎」の習得は貞享年間乃至元祿初年頃のことであろう。但し、久多羅木儀一郎氏が「北原芝居沿革考」^{註5}で述べておられるように、教授したのが出雲その人であるのか、また彼が実際北原に來たのかどうか、その点はいさか疑わしい。出雲掾系統の者に指導を受けたという程のことであろう。なお、同氏の考証によれば、明暦二年当時すでに北原には一劇団が形成されていた。）したがつて右の文書の「おどり子」もまた歌舞伎役者を指すのではない。また単なる踊子でもなく、古要神事において神偶を探る若者がオドリコとよばれてきたことにかんがみ、これは傀儡子を指すものと私は考える。つまり慶長九年当時、北原の傀儡子は、領主である小倉の細川忠興（前記加々山隼人正・沢

大学はその家臣である)の庇護を受けて、領内の村々を木偶を操りながら巡回していたのである。これから察すると、戦国乱離の時代においてもまた、彼等は生活の糧を得るために近隣諸村を巡業していたのであろう。かつて薦社、もしくはその本社たる宇佐宮に、その散所として寄生していた彼等も、やがて莊園制の崩壊に伴つて拠りどころを失つたに違いない。北原の由緒書に「中古兵乱の時分より(薦社陰陽師の職が)断絶して、其事名のみにて不行」と記されているように、生活の拠りどころを失つた彼等は、他に自活の道を求めるために、木偶を操つては近隣の村々を巡回興行しなければならなかつたのである。それが、こゝによくようやく大名領主から諸役御免、領内巡業公許等の恩典を受けることとなつたのであるが、その契機は、北原の由緒書によれば、「細川三齋公、小倉の城お築被成候節、薦社の由緒により、天守土台躍鎮申様ニと被仰付相勤」めたことであつた。小倉城は慶長七年より築き始め同十三年に至つて成つたのであるから、彼等が天主土台を躍り鎮めたというのは、慶長七、八年頃のことであろう。恐らく木偶を操つて罪障をはらつたものと思われるが、同様に領内諸村民の所望によつては悪魔をはらい、かつては村人たちの娯楽としたのであろう。ついで元和初年に至つて細川忠興が宇佐放生会を再興した。元和三年には、そのために下毛郡古要宮の神偶も新調された。かくて北原の傀儡子は、かつてそうであつたように、古要宮の神偶を操つて放生会神事に参加奉仕するようになつたのではあるまいか。しかし、その神事もまもなく廃絶する。そこで彼等は生活の糧を得るために、その伝統の特技を活かして、貞享・元禄のころ上方の操人形芝居と歌舞伎芝居を伝習し、やがて職業劇団を組織して各地を巡業するようになつたのである。一方、上毛郡古俵宮に奉仕した下毛郡高瀬の傀儡子は、そのような道を選ばなかつたので、ふつうの賤民として遇せられるに至つたわけである。

註1 大分県史料考一部7、宇佐八幡宮文書之四所收

註2 太宰管内志

註3 「大宇佐郡史論」所收。但し原史料の所在は不明である。

註4 拙論「中津市伊藤田の古要舞と古要相撲」(大分県文化財調査報告書考二集)

註5 大分県無形文化財考一集「北原芝居」所收

(本稿は、昭和廿七年度及び昭和廿九年度の文部省科学研究助成補助金による研究——「芝居村とその芝居についての民俗学的研究」ならびに「東九州における特殊神事の研究」の一部である)